

貨客混載制度の実施区域の見直し

- 現在、**貨客混載の実施**については、**乗合バス事業者は全国**において、また、**貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者は過疎地域又は過疎地域とみなされた区域**であって、**人口3万人に満たない市町村**(以下単に「**過疎地域**※」)において認められているところ、**令和3年4月に、複数の地方公共団体より、スーパーシティ提案の枠組みを通じて本制度の見直しに関する提案**がなされた。
- これらの提案については、**国家戦略特区ワーキンググループ**(令和4年9月26日開催)等で議論を行ってきたところ、「**国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について**」(令和4年12月22日国家戦略特別区域諮問会議決定)において「**貨客混載に係る現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について、全国的なアンケート調査等を踏まえ対応を検討し、令和4年度中に結論を得て、令和5年度に速やかに必要な措置を講ずる**」こととされた。
- 今般、調査を踏まえ、**過疎地域以外においても貨客混載の実施に係る具体的なニーズが一定程度確認できたことから、貨客混載の実施区域の見直し等の措置を講じるため、通達を一部改正(令和5年5月30日)**。

(※) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づくもの

制度改正前

【乗合バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要

【貸切バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

過疎地域に限る

【タクシー】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

過疎地域に限る

【トラック】



旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能

過疎地域に限る

制度改正後

【乗合バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要

【貸切バス】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

【タクシー】



貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

【トラック】



旅客自動車運送事業の許可を取得した上で、旅客を運ぶことが可能

全国で実施可能とする※

(※) ただし、貸切バス事業者若しくはタクシー事業者による貨物の運送又はトラック事業者による旅客の運送について、発地及び着地がいずれも過疎地域以外となる場合は、以下に掲げる者による協議が整っていることを許可に付す条件とする。

- ① 関係する地方公共団体
- ② 地域の交通網の維持の観点から旅客自動車運送事業者及び旅客をそれぞれ代表し得る者
- ③ 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表し得る者